

## 請書における遵守事項

- 1 仕様書及び図面があるときは、それに基づき完了又は納入すること。
- 2 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面により越谷市の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 受注者は、履行の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 受注者は、履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により越谷市の承諾を得なければならない。この場合において、越谷市は、受注者に対して、履行の一部を委任し、又は請け負わせた者に関する必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 履行に関しては、越谷市の担当者（以下「担当者」という。）と協議のうえ、行うこと。
- 6 使用材料がある場合において、使用前に担当者の検査を受けて使用すべきものとされる材料については、検査に合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。
- 7 水中又は地下に埋設する場合若しくはその他完成後外部から確認できない場合において、担当者の立会いのもとこれを履行すること。
- 8 履行の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち越谷市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、越谷市が負担するものとし、その額は越谷市及び受注者が協議して書面をもって定める。
- 9 完成したときは書面で通知し、検査に合格した目的物がある場合は直ちに引き渡すこと。
- 10 越谷市は、成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、越谷市は、受注者に対し、当該成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、越谷市に不相当な負担を課するものでないときは、越谷市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。この場合、契約不適合が、越谷市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、越谷市は履行の追完を請求することができない。
- 11 越谷市は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、越谷市は、その契約不適合の程度に応じて契約金額（単価契約においては、契約単価に当該発注における数量を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。））に取引に係る消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。）を加算した金額。）の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。なお、契約不適合が越谷市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、越谷市は、契約金額の減額の請求をすることができない。
- 12 契約不適合（数量に関するものを除く。以下、本項において同じ。）がある場合において、越谷市が不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、越谷市は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。
- 13 受注者は、履行期間内に履行を完了することができないときは、その理由を記載した書面を以って越谷市に履行期限の延期を申し出なければならない。この場合において、延期理由が受注者の責めに帰すべき事由であると越谷市が認めた場合、受注者は、履行期限の翌日から履行完了の日までの日数に応じ、契約金額から受注者が既に履行を完了した部分に係る金額を控除した額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を違約金として越谷市に対して越谷市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 14 期間内にインフレーションその他の予期できない事情により物価が著しく変動したときは、越谷市と協議して契約金額の変更を申し出ることができる。
- 15 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団等からの不当要求及び妨害を受けた場合は、その旨を直ちに越谷市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。受注者は、越谷市及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び妨害の排除対策を講じなければならない。
- 16 個人情報を取り扱うときは、下記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 17 受注者は、この契約の履行にあたり、越谷市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- 18 本書に定めのない事項については、必要に応じて越谷市と協議のうえ定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### （基本事項）

- 第1 この契約により、越谷市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務（以下「契約事務」という。）を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識して適切な管理を行い、もって個人の権利利益を害することのないようにしなければならない。
- （受注者における安全管理措置）
  - 第2 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、越谷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第34号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等に基づき、発注者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。
    - 2 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この個人情報取扱特記事項における遵守すべき事項その他契約事務の適切な履行に必要な教育を契約事務に従事する者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）に対して実施しなければならない。（委託に伴う報告、検査及び監査等）
- 第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る遵守状況について、発注者より随時の報告等を求められたときは、これに応じなければならない。
  - 2 受注者は、委託を受けた個人情報について、その秘匿性や量等に応じ、作業の管理体制及び実施体制や管理の状況について発注者が把握するための検査や監査等に応じなければならない。（従事者名簿の提出等）

- 第4 受注者は、契約事務における個人情報の取扱いに係る責任者及び契約事務に従事する者の氏名及びその所属を記載した名簿を速やかに発注者に提出しなければならない。この場合において、特定個人情報を取り扱う場合にあつては、当該特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をあらかじめ指定し、当該名簿にその旨を記載するものとする。
- 2 受注者は、従事者等の変更があつた場合には、当該名簿を発注者に提出しなければならない。  
(秘密保持)
- 第5 受注者は、契約事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、契約事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、当該契約事務に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。  
(厳重な保管及び搬送)
- 第6 受注者は、契約事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、当該契約事務を行う場所を定め、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管しなければならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾があつたときを除き、委託を受けた個人情報の事業所内からの搬送を行ってはならない。
- 3 受注者は、個人情報の搬送に係る発注者の承諾があつた場合においては、搬送時の体制や手順を発注者と調整し、第4の規定により提出した名簿に記載されている従事者に行かせなければならない。  
(電子計算組織の結合の制限)
- 第7 受注者は、発注者の事前の承諾があつたときを除き、契約事務について、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、当該電子計算組織以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。  
(再委託時の制限)
- 第8 受注者は、原則としてこの契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)にその処理を委託するときは、発注者と事前に協議を行い、承諾を得るものとする。この場合において、受注者は、発注者との契約書等と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結しなければならない。
- 2 受注者は、再委託契約をした者(以下「再委託先」という。)が受注者との契約書等の内容を遵守しているか監督をしなければならない。
- 3 受注者は、契約事務のうち、再委託先の契約書等の内容の遵守状況について、発注者から報告等を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 再委託先は、発注者又は受注者を通じて行われる作業の管理体制及び実施体制や管理の状況について発注者が把握するための検査や監査等に応じなければならない。
- 5 再委託先が、個人情報の処理を再々委託する場合は、第1項から前項までの規定を準用する。再々委託先からさらに委託が行われる場合等も、同様とする。  
(委託目的以外の利用等の禁止)
- 第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があつたときを除き、契約事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。  
(個人情報の複写及び複製の禁止)
- 第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があつたときを除き、契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。  
(罰則の説明)
- 第11 受注者は、契約事務に従事する者又は従事していた者が、契約事務に係る個人情報を正当な理由がないのに提供したとき、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、罰則の適用があることを契約事務に従事する者に説明し、理解させなければならない。  
(情報セキュリティ事故発生時の報告義務及び公表)
- 第12 受注者は、個人情報の漏えいのほか、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は再委託契約をした者との契約書等に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、契約事務において、情報セキュリティ事故が発生した場合は、発注者による公表を行うことに同意するものとする。  
(個人情報の返還又は処分)
- 第13 受注者は、この契約が終了し、又は解除された場合は、契約事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示若しくは承諾があるときは、漏えいのおそれのない方法で、速やかに復元できない手段で確実に処分しなければならない。この場合において、発注者は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとする。  
(契約解除及び損害賠償)
- 第14 発注者は、受注者が法令及びこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は再委託契約をした者が受注者との契約書等の内容に違反していると認めたときは、受注者に契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。  
(その他)
- 第15 受注者は、第1から第14までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。